

国民健康保険税は適正に納付してください

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

国保税は、皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納めない人がいると助け合いのしくみが成り立たなくなり、国保の運営ができなくなってしまいます。国保税の納期内の納付をお願いします。

▼納付書払いは支払いに注意してください

納付書は、1年分を納税通知書に同封して発送しています。納期ごとには納付書を送りませんので、払い忘れに注意してください。なお、年度内に国保税の変更があった場合は、税額を変更した納税通知書と納付書を送りますので、変更後の納付書で支払ってください。

▼国保税を滞納している世帯は

国保税の滞納が多い世帯は、有効期限の短い保険証を交付します。更新時に納税相談を行うため、更新日時や方法については別途通知します。納期限を過ぎても保険税を滞納していると、督促状が送付され、延滞金も発生します。さらに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

▼多重債務者無料相談会

消費者金融への返済が原因で納税できない、生活が成り立たないなど、借金に関する困りごとはありませんか。消費者金融などから借り入れ経験がある人、現在借り入れ中の人は、過去に遡って過払い金が発生している可能性があります。借金を整理し、生活再建を目指す人を対象に弁護士が無料で債務整理、相談に応じます。

時 9月7日(木) 13時30分～16時 所 市役所 1階相談室2

定 3人(先着順) 申 8月31日(木)までに電話又は直接

ごみの減量化に協力してください

問 環境課ごみ減量係 ☎95-9899

▼生ごみは水きり、草木は乾かして出しましょう

夏場は果物や野菜などの水分の多い生ごみや、草木のごみが多くなります。家庭から出る生ごみの水分量は約8割と言われています。生ごみは水切りをすることで、草木は乾燥させて土を落とすことでごみの減量につながり、焼却処理費用も削減できます。

▼多量のごみは、クリーンセンター衣浦へ搬入してください

草刈り、庭木剪定や引っ越しなど、一時的にごみが多量(例：市指定ごみ袋で10袋以上など)に出る場合は、クリーンセンター衣浦への持ち込みをお願いします。

▼草木ごみは、木曜日又は金曜日に分散して出しましょう

燃やすことのできるごみは、週明けの月曜日や火曜日での排出が多くなり、ごみ収集作業に支障をきたすことがあります。草木などの腐敗しにくいごみの排出は、月曜・木曜に排出の地域(市北部)はなるべく木曜日に、火曜・金曜に排出の地域(市南部)はなるべく金曜日に排出し、スムーズな収集に協力してください。

▼家庭ごみは住んでいる地域で出しましょう

市では、住んでいる地域の収集路線上の集積場所へ出すことを基本ルールとしています。生活圏外の地域へのごみ出しは迷惑となるのでやめましょう。

▼生ごみ処理機・コンポスト容器の購入補助制度があります

市では、各家庭から出る生ごみを堆肥化させ、減量化を図るために、生ごみ処理機やコンポストの購入補助を行っています。市内の指定販売店にて、補助額を差し引いた金額で購入することができます。申請手続きは、店舗側で行われますので手間もありません。

	生ごみ処理機	コンポスト容器
対象者	市内在住で、承認を受けた市内の販売店から購入した人	
対象個数	1世帯1台まで	1世帯2台まで
補助率	3分の2 (1,000円未満切り捨て)	3分の2 (1円未満切り捨て)
限度額	50,000円	7,000円

